

第79回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成29年12月22日（金曜日）

| | | | | |
|-------------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員 (14名) | 1番 | 加古原 瑞樹 | 2番 | 千種 和英 |
| | 3番 | 小林 裕和 | 4番 | 廣利 一志 |
| | 5番 | 竹内 日出夫 | 6番 | 石堂 基 |
| | 7番 | 岡本 義次 | 8番 | 金谷 英志 |
| | 9番 | 山本 幹雄 | 10番 | 矢内 作夫 |
| | 11番 | 石黒 永剛 | 12番 | 西岡 正 |
| | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 岡本 安夫 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|--------|------|--------|------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 尾崎文昭 | 書記 | 鎌田康正 |
| | | | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (19名) | 町長 | 庵途典章 | 副町長 | 坪内頼男 |
| | 教育長 | 平田秀三 | 総務課長 | 森下守 |
| | 企画防災課長 | 久保正彦 | 税務課長 | 安東文裕 |
| | 住民課長 | 敏蔭高弘 | 健康福祉課長 | 大永克司 |
| | 高年介護課長 | 藤木卓 | 農林振興課長 | 加藤逸生 |
| | 商工観光課長 | 中石嘉勝 | 建設課長 | 横山重明 |
| | 上下水道課長 | 森田善章 | 上月支所長 | 和田始 |
| | 南光支所長 | 阿山安秀 | 三日月支所長 | 船引和範 |
| | 会計課長 | 高見寛治 | 教育課長 | 谷口俊廣 |
| | 生涯学習課長 | 服部憲靖 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠席者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 94 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(委員長報告)
- 日程第 2. 議案第 95 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 96 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 4. 議案第 122 号 町有財産の無償貸付けについて (旧中安保育園跡地)
- 日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 6. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長 (岡本安夫君) おはようございます。

皆さん、早朝よりご出席賜り、まことに御苦労さまです。

先般の利神城国指定のシンポジウム、本当にたくさんの方がお集まりいただきました。

私も、あんなにたくさん来られると思わなかったんですけれども、改めて、関心の高さ
うのか、そういうのを伺えたと思います。

これから、各地のクリスマス会等、いろんな行事が控えております。いよいよ年末だ
という感じでございますけれども、今日、79 回の定例会の閉会ということで、皆さん御苦
労さまです。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を
開きます。

日程に入る前に、産業厚生常任委員会の千種和英委員長から発言訂正の申し出がありま
すので、許可します。

[産業厚生常任委員長 挙手]

議長 (岡本安夫君) 千種和英君。

産業厚生常任委員長 (千種和英君) 発議第 2 号として、平成 29 年 12 月 6 日提出をいたしま
した、道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書 (案) の提案説明におきま
して、その内容を次のとおり訂正いたしたく存じますのでよろしく願いいたします。

説明中、社会資本整備総合交付金事業 (防災・安全交付金) の中で、平成 22 年度から
平成 29 年度までに、橋梁点検・新設・修繕工事など、事業費総額「5 億 2,800 万円余り」
を「5 億 2,400 万円余り」に、補助金「3 億 1,700 万円余り」を「3 億 1,400 万円余り」
に、及び「そのうちかさ上額が 5,280 万円余り」を「そのうちかさ上額及び引き上げ額が
5,240 万円余り」に訂正したく存じますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 (岡本安夫君) ただ今、千種和英委員長から道路整備の推進に必要な財源の総額確
保を求める意見書 (案) の提案説明において、議会会議規則第 61 条の規定に基づき、そ
の発言を訂正したい旨、申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、産業厚生常任委員長、千種和英委員長から発言訂正を許可することに決定しました。
それでは、直ちに日程に入ります。

-
- 日程第 1．議案第 94 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 2．議案第 95 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3．議案第 96 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） まず、日程第 1、日程第 2 及び日程第 3 を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 3、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第 94 号、議案第 95 号及び議案第 96 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、竹内日出夫君。

〔総務常任委員長 竹内日出夫君 登壇〕

総務常任委員長（竹内日出夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

総務常任委員会に付託された議案 3 件の審査結果を報告いたします。

本委員会は 12 月 7 日午前 9 時 26 分から同 10 時 10 分の間、議員控室で開催いたしました。

本委員会に出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、総務課人事室長、同室室長補佐、税務課長及び商工観光課長であります。

本委員会に付託された議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてと議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、そして、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例についての審査をいたしました。

まず、議案第 94 号について当局の追加説明は、非常勤職員の育児休業の延長が主な内容である。議案第 94 号では第 2 条の 4 の追加による主な改正内容は、非常勤の職員の子

供が保育所に入れられない場合など2歳まで育児休業が取得可能になったということである。

現行の育児休業は原則として1歳に達するまで、ただし保育所に入れられない等の場合は、例外的に半年間延長し子供が1歳6カ月に達するまで延長できるというものであったが、今回の法並びに町条例の改正については、役場に届け出ることによって、さらに半年間延長し2年にするというものである。

条件は2つあり、1点目は、育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合。

2点目は、保育所に入所できないなど、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合のいずれにも該当する場合には、子供が1歳6か月に達する日の翌日から子供が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

この2歳までの休業については、1歳6か月到達時点で、さらに休業が必要な場合に限って申出が可能ということになるので、継続して取得というのが第1条件になるということとなる。との追加説明がありました。

そして、質疑に入りました。

質疑では、今回の条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準拠して条例を改正するということであるが、その上は育児・介護休業法の改正の流れできている。その流れで半年間延長になるというものであるが、もう1つ、育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設とか育児目的休暇制度の努力義務の創設があるが、その努力目標の対応はどのようになっているか。

との質疑に対して、今回の全体の国の改正の中に、子供が生まれる予定の方など育児休業の制度に関する事とか、目的休暇の導入促進とか努力義務等についてもマニュアル等で指導を受けている。これは、特に条例改正等の今回は必要はないが、今後、その内容については協議検討する中で組合との話し合いを進めていかなければならないと思っている。現段階では具体的にどういった休暇の取得とか、どういう推進の方法をするかは、まだ、具体的に方針を出していないが、これは今後の課題である。

との答弁があり、質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第94号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について、当局の追加説明は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成29年4月1日に施行された。この改正については、市町村が、固定資産税の課税免除をした場合に、その減収分に対して3年間地方交付税により補填する措置の対象事業について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものである。これに伴い、本条例の対象事業についても追加変更したものである。

ここに情報通信技術利用事業の説明についても書いているが、なくなった情報通信技術利用事業については、コールセンターが対象となっており、電話等の受発信業務等をいうものである。

今回、新たに対象となった農林水産物等販売事業というのは、過疎地域自立促進特別措置法第30条により規定されているが、過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において、主に他の地域の者に販売することを目的とする事業と規定されている。

国、県ともに確認したところ、店舗等の販売施設及び飲食施設というふうに確認している。

参考として、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除の概要を簡単に説明すると、

対象事業となるのが、製造業、旅館業、それから新たに農林水産物等の販売業が加わることになった。

要件として、取得価格 2,700 万円を超えるもの。これは、土地に係る部分を除いた分の設備を新增設した場合で、土地については、土地の取得日から起算して 1 年以内に建物の建設の着手があった場合については、対象になる。

課税免除については、土地、機械装置、家屋にかかる固定資産税が全額ということになる。

課税免除期間については 3 年間。

減収補填の措置としては、減収分の 75 パーセントを普通交付税で補填するというものである。

従来の申請状況を説明すると、平成 26 年度に申請が 1 件あったが、平成 28 年度で終わっている。平成 27 年度の申請は 1 社で、これも今年度の対応で終わる。現在、平成 30 年度の申請に係る廃止となった情報通信技術利用事業、それから、新たに加わった農林水産物等の販売業については、該当はない。

続いて、議案第 96 号の追加説明は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が、平成 29 年 7 月 31 日に施行された。

この改正は、題名が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、経済産業省のほうでは地域未来投資促進法というように改められており、それに対する引用、それから法令名、用語等が改正されたものである。

これに伴い本条例の題名についても地域経済牽引事業の送信のための固定資産税課税免除に関する条例に改め、引用する法令名、用語等を改正するものである。

それに伴い、今回、2 条、3 条でも上げているように、佐用町企業立地促進条例、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例についても、引用する法令名、条例名等を改正するものである。

続いて、地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除の概要を説明すると、対象事業については、業種の指定はないとなっている。

要件については、従来は、食品製造業等にかかるもので、農林漁業の関連施設等々であったが、農林漁業及び農林漁業の関連業種の取得価格が 5,000 万円以上、それ以外の業種については、1 億円以上。これについても、土地に係る部分を除いた分で、また、土地については取得の翌日から起算して 1 年以内に建設の着手があった土地ということになっている。

課税免除の額とか、課税免除期間、減収補填措置については、過疎の減免と同じ形である。

申請状況については、現在、申請等対象となる業種はない。

参考資料として、第 1 条関係で、条例の改正案等を上げている。

今回のこの事業の内容は、本来は、産業集積、企業立地促進の関係から、従来は産業集積促進を進めるというものであったが、今回、広い範囲の地域経済を牽引する事業の促進に拡張しようとするもので、簡単にいうと、従来、製造業が主な対象になっていたが、結局、製造業では、低迷してきている。それと、大都市にビジネスが集中してしまうということで、地域の事業を促進していこうということであり、本来の目的として、地域が自立的に発展していくために、地域の特性を生かした将来にわたって成長する事業に設備投資をした固定資産税額のものに対して固定資産税を免除していこうというのが趣旨である。

当局の追加説明が終わり、質疑にはいりませんでした。

過疎地域に伴う固定資産税の課税免除の中で、この要件が、情報通信が廃止になり、農林水産物販売業、これは、その地域で生産された農林水産物の加工とか、そういうもので

すね。

との質疑があり、これに対して、そういうことです。との答弁がありました。

さらに、それで、この上位法令では、畜産業とか畜産とかあるが、この条例は畜産を謳っていないが、畜産は、本当にここだけで、ずっと育った牛なのかどうかわからないということか。流れがつかみにくいので、畜産を入れていないのは、そういうことなのか。

との質疑があり、これに対して、畜産業に対しては、詳しいことまでは、把握できていない状況であるが、今回については、農林水産物に対して地元の物を製造、加工というようなことが趣旨となっている。畜産物については、対象にならないと判断している。との答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の審査に入りました。

質疑、討論ともなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上で、総務常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

議長（岡本安夫君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 94 号から順に、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行ないますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 94 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 95 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 122 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安保育園跡地）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 4 に入ります。
日程第 4 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配

付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、議案第 122 号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安保育園跡地）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 122 号、町有財産の無償貸付けについての提案のご説明を申し上げます。
本議案、第 122 号は、旧中安保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。
旧中安保育園跡地につきましては、跡地利活用の募集を行い、応募のありました株式会社岡尾医院、松寿会と利活用に向けた協議と調整を行ってまいりました。
株式会社岡尾医院、松寿会は、現在、佐用町米田 410 番地 3 において、小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみを運営をされており、近隣に位置する当該施設をサテライト型小規模多機能型居宅介護施設として活用するとのことでございます。
貸し付け財産は、土地 1,960 平方メートル、建物は鉄骨造平屋建てで、床面積 361.10 平方メートルの園舎であり、所在地は佐用町米田 103 番地で、旧中安保育園に係る土地及び建物を 5 年間無償で貸し付けするものでございます。
以上、それぞれ土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 貸し付けることによって、町としては、どんなメリットが出てくるのでしょうか。雇用の面も含めて。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） メリットということには、いろんな意味の中身があると思うんですが、1 つはこの園舎、もう統合しましたから、この建物をそのまま放置することは、非常に後、管理もしますし、何もそこから得るものはありません。

こうして小規模多機能型居宅介護、この事業も町内には、かなりそれぞれの地域にあります。

今回、第7期の介護計画を策定をしているわけですがけれども、こうした施設が新しく、これサテライトという形で、全く新規にできるわけではないんですけれども、結果的には、これだけの利用人員が増えるわけです。そうした施設をつくることによって、一方では介護保険料というのに、かなり影響はしてきます。

ただ、佐用町内、南光地域においても小規模多機能、地域密着型ですがけれども、こうした利用の希望というのは、多いということは確かです。ですから、そうした方にとっては、地域の中に、こうした介護施設が整備されること、充実されること、これは非常に地域にとっても、皆さんにとっても希望、望まれていることだというふうに思います。

ですから、そういうことに対して、町もこの施設を活用するということでのメリットであります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 利用定員のところが、計画では何名という形になっているのかということと、サテライト利用ということですので、要するに、本部というのか、本所のところと近いところにありますので、多分、サービス管理者というのか、そういうのは兼務というのは可能なのかなと思うんですけれども、それは、独立した形で設けられているのか、そのあたりを、ちょっと教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） お聞きしておりますのは、利用定員は18名と聞いておりました、そのうち、通いサービスの利用定員が12名、宿泊サービスの利用定員が6名というふうに聞いております。

それから、管理者については、兼務が可能だと聞いておまして、これは本所が近いので、そこと兼務をするということを知っています。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） サービス管理者も兼務ということなんでしょうか。
あと、要するに常勤の方が何名という計画を、ちょっと教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） サービス管理者も兼務と聞いております。

ここの従業員につきましては、介護従業者が常勤4名、非常勤4名と聞いておりますけれども、常勤換算後では、人数6名になるんだというふうに聞いております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第122号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第122号、町有財産の無償貸付けについて（旧中安保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。

日程第5．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第5に入ります。日程第5は、閉会中の常任委員会の所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第6．議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 79 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。
それでは、ただ今のとおり全て議案審査しましたので、今回の 79 回定例会は、これをもって終了します。御苦労さまでした。
町長、ご挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） はい、失礼します。
この後、全員協議会を予定をさせていただいておりますけれども、第 79 回佐用町議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
まずは、本議会に上程をさせていただきました各議案につきまして、それぞれ慎重審議いただき、全て提案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございました。
今日が、冬至ということで、いよいよ本年もあと残すところ今日を入れて 10 日ということになりました。
今年の冬は、非常に厳しい寒さが続いておりますけれども、冬本番、本当の寒さはこれからだということでございます。
インフルエンザの流行の兆しも見えております。議員各位におかれましては、十分体調に気をつけていただきまして、家族一緒によい年をお迎えいただき、また、新しい年、元氣にご活躍をいただきますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（岡本安夫君） それでは、御苦労さまでした。

午前 10 時 05 分 閉会
